

諮問第 2 号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の徴収に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

* * * *

2 審査請求の年月日

平成28年11月6日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）による次の納入の通知に係る下水道使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

納入通知書発行日 平成28年9月21日

金 額 2, 160円

納入事由 平成28年8月分及び9月分の下水道使用料

4 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続調査を行っていないため、本件処分は違法である。
- (2) 川崎市下水道条例に定める構造、接続等の基準を満たさずに設置されて

いる審査請求人の住居の排水設備について、同条例に基づく下水道使用料の算定方法は適用されないため、本件処分は違法である。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成28年7月25日、本市は、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査し、公共下水道に接続されていることを確認した。
- 2 平成28年9月21日、本市は、審査請求人に対し、同年8月分及び9月分の下水道使用料2,160円の納入の通知に係る徴収に関する処分を行った。
- 3 本事件は、審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続調査を行っていないこと及び川崎市下水道条例に定める構造、接続等の基準を満たさずに設置されている審査請求人の住居の排水設備について、同条例に基づく下水道使用料の算定方法は適用されないことを理由として、当該処分 of 取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。